

市役所に
ご来庁の皆様へ
農業委員会事務局は、市役所新館4階にあります。

農業ひろさき

2014年6月1日
(平成26年6月1日)

(第100号)

編集と発行
弘前市農業委員会
〒036-8551
弘前市大字上白銀町1-1
☎(0172) 40-7104

「農業ひろさき」 第100号発刊によせて

弘前市長 葛西 憲之



「農業ひろさき」第100号発刊おめでとうございます。農業委員会の皆様のこれまでのご努力に対し、心から敬意を表します。

平成18年2月27日に弘前市、岩木町、相馬村が新設合併し、新弘前市が誕生しました。「農業ひろさき」も、同年3月1日に改めて第1号から順に毎月1回発行され、農家の貴重な情報源として活用されてまいりました。

現在、農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化等による労働力不足、経済不況等による消費低迷、予断を許さないTPP交渉の行方、担い手への農地集積・集約化による耕作放棄地対策の強化や減反政策の転換などの見直し、さらには6次産業化への取り組みなど、これまで経験したことのない変化への対応を迫られています。

このような変化の激しい農業情勢に対応するためには、農家と行政の密接な連携と的確で迅速な情報提供が大切であり、今後とも、農家の期待に応えるような紙面の充実を念願するものであります。

最後に、この記念号を契機に、各位にはますますご研さんを積まれるとともに、農業委員会の限りないご発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

「農業ひろさき」 第100号発刊にあたって

弘前市農業委員会
会長 下山 勇一



弘前市農業委員会発行の「農業ひろさき」は、農家の皆様と行政の架け橋として、様々な情報を提供する広報紙として毎月1回の発刊を続けてまいりましたが、この度、第100号発刊の喜びを迎えることとなりました。

昭和38年8月に「弘前農業ニュース」として創刊以来、「ひろさき農業ニュース」「農業ニュースひろさき」「農業弘前」と名称を変遷しながら、休むことなく毎月発刊し、昭和58年5月から現在の「農業ひろさき」となり、平成18年2月の市町村合併まで第511号を数えました。

弘前市・岩木町・相馬村の合併による新弘前市誕生を機に「農業ひろさき」も新たに第1号からスタートし今日に至っており、これもひとえに農家の皆様のご理解の賜物であり深く感謝申し上げます。

農業委員会では、地域農業振興のための様々な活動を積極的に行っておりますが、なかでも広報による情報提供は重要な活動であります。今後もますます充実した紙面づくりを心がけてまいりますので、農業委員会の各業務にご理解とご協力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

日本一のりんご産地の春を楽しむ りんご花まつり開催!

日本一の生産量を誇る「りんごのふるさと弘前」を全国にPRするために「弘前さくらまつり」に続く春のイベントとして、「弘前りんご花まつり」が市りんご公園で5月6日から18日まで開催されました。

会期中には、子どもが喜ぶキャラクターショーや乗馬でのりんご園散策、動物とのふれあいなどが行われたほか、大人向けには夜間ライトアップやりんご酒グランプリも付いているシードルナイトなど、幅広い市民らが楽しめる多彩な催しでいっぱいでした。

6日の開会式では、多くの家族連れや観光客が、りんごの花見をしながら、ドラえもんショーや、りんご入りイガメンチなどのグルメコーナーに列をつくり賑わいました。



(写真上) 開会宣言の様子
(写真下) イベントに多くの人が並びました。

新しい農業委員紹介

ひろさき広域農業共済組合推薦の農業委員が、4月15日付けで選任されましたので紹介します。(敬称略)

【農地部会】佐藤 尚光



◆退任委員 念代博文

青年就農給付金 (経営開始型)について

市内で農業経営を行う新規就農者に対し、経営の不安定な就農初期段階への支援として、予算の範囲内で給付金を給付します。

受給するためには、市内の集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための計画『人・農地プラン』に、中心経営体として掲載される必要があります。

この給付金制度の活用をお考えの方は、7月31日(木)までに下記へお問い合わせください。

給付対象者	平成22年4月以降に独立・自営就農しており、独立・自営就農時の年齢が45歳未満である方
給要件	以下のすべてを、申請者本人の名義で行っていること ①農地の所有・借用 ②農業用機械等の所有・借用 ③生産物の出荷・販売や、生産資材の仕入れ ④通帳及び帳簿による経営管理 ※その他に「認定就農者」であることや「青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)への加入」などの要件があります。
給付額	年間150万円(最長5年間) ※夫婦共同申請の場合は、年間225万円(最長5年間)
その他	親族等のもとで就農する場合においては、独立経営を行う場合や、農業に従事してから5年以内に経営継承する場合に対象となります。

■問い合わせ先 農業政策課農業振興係(市役所新館4階)

☎ 35-1111内線582

農業者年金を受給している皆さんへ 現況届の提出を忘れずに

農業者年金を受給している方は、毎年6月中に「現況届」を提出することになっています。この「現況届」は5月末頃に農業者年金基金から郵送されますので、住所、氏名、生年月日を記入の上、下記のいずれかの窓口に提出してください。

※未提出の場合、年金の支給が停止となることがありますので、ご注意ください。

◆現況届の提出先

農業委員会(市役所新館4階)
農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階)
農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階)

■問い合わせ先 農業委員会農政係
(市役所新館4階)☎ 40-7104



農地転用には許可・届出が必要です

農地は食料の重要な生産基盤であることから、宅地などの土地利用との調整を図りつつ確保していくしかありません。

そのため、農地転用には法律による規制があり、許可申請や届出といった一定の手続きが必要です。



農地転用に対する規制が強化されています

農地の減少を食い止め食料の安定供給を図るために、農地の転用規制が厳格化されています。

具体的には、集団的な農地であるかどうかの基準が厳しくなり、原則として転用ができない農地(第一種農地)が増加しました。

また、転用が見込める農地(第三種農地)の基準も、これまで以上に厳格化されています。

このことから、以前転用許可された土地に類似する土地であっても、現在は許可できない場合もあります。



一時的なものも含め宅地など農地以外に利用する場合には、事前に転用したい農地の所在する農業委員会事務局、又は農業委員にご相談ください。

■問い合わせ先

【弘前地区】農業委員会農地係(市役所新館4階)

☎ 40-7104

【岩木地区】農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階)

☎ 82-3111内線611

【相馬地区】農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階)

☎ 84-2111内線805

農地 流動化情報 (新規)



申出区分	略図	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望売渡価格
売りたい	400	小沢字山崎	畑	りんご	17.51a	10a当たり 60万円
	401				15.58a	

■取扱窓口及び問い合わせ先

①農業委員会農地係(市役所新館4階)☎ 40-7104

②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階)☎ 82-3111内線611

③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階)☎ 84-2111内線805

農地は適正に利用しましょう 農地の利用状況調査実施中!

ご協力を

6月は農地の調査実施期間として、地区の農業委員が、農地の利用状況を調査しています。

農地法では、農地の所有者などに農地の適正かつ効率的な利用を確保する責務があることを規定しています。

また、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況について調査を行うことが義務付けられています。

調査は市内すべての農地について行います。特に今年度は東目屋地区を重点地区として位置づけ、より詳しく調査を行います。

調査のため、農業委員や事務局職員が農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、調査の結果、農地の不適正な利用や遊休農地などが明らかになった場合は、農業委員会が行う指導等の対象となります。



クマに注意

クマの目撃情報が出始めています。作業中被害に遭わないために、次のことに注意しましょう。

- クマが出没するおそれのある山際付近の作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。
- 笛や鈴、ラジオなど音のするものを身につけて存在を知らせる。
- 廃棄したりんご・野菜を放置しておくとクマを引き寄せる原因となるので、焼いたり埋めたりして適切に処分する。

【クマに遭遇したら】

- クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。
- 大声を上げたり、攻撃したりしない。
- 子グマの近くには親グマがいる場合が多くため、見つけても近寄らない。

■問い合わせ先 農業政策課農産係
(市役所新館4階) ☎ 40-7102



◆調査のポイント◆

- ①許可を得ずに農地以外に転用されている農地はないか
- ②耕作が放棄されている農地はないか
- ③周辺の営農に支障を与えてる農地はないか
- ④以前に指導を行った耕作放棄地の状況

農地は食料の生産基盤である大切な資産であり、限られた資源です。一度耕作を放棄すると、数年で原形を失うほどに荒れてしまいます。また、病害虫の発生など、近隣の農地や住民に大変迷惑がかかります。農地を所有する方は、適正な管理をお願いします。

なお、労働力不足で耕作ができないなどの理由で、農地を貸したい・売りたい方は、耕作を放棄する前にお早目にご相談ください。

■問い合わせ先 農業委員会農地係 (市役所新館4階)

☎ 40-7104 又は地区農業委員まで

弘前シードル研究会 会員募集

平成25年5月に発足した弘前シードル研究会では、専門講師を招いての勉強会や、様々な種類のりんごを用いたシードルの試作実習等を行ってきました。

シードル用りんごづくりに興味のある方、シードルの醸造に興味のある方を募集しています。

【平成26年度の活動予定】

- シードル勉強会 (年10回予定)
- シードルの試作
- シードルの普及・消費拡大

【参加資格】

- 市内に住所を有するりんご生産者
 - 市内に主たる事務所を有する組織・団体
- ※随時受付します。

■問い合わせ先 りんご課企画開発係
(市役所新館6階) ☎ 40-7105



老後に備えて農業者年金に加入しましょう!



農業者のための公的年金である、農業者年金は自分で納めた保険料とその運用益を原資として、支給される「確定拠出型年金」です。

また、一定の要件を満たす方には保険料の一部について政策支援(国庫補助)を受けることができるなど、農業者にとってメリットの多い内容となっ

ています。

老後の生活に備え、農業者年金への加入について考えてみませんか。

農業者年金に加入したい、もっと詳しく知りたい方は、農業委員会農政係(市役所新館4階☎ 40-7104)か、お近くの農協へ



地籍調査

『地籍』は土地の 『戸籍』です!

「地籍調査」は、土地登記の単位である「筆」ごとに、所有者・地番・地目及び境界の調査と測量を行い、「地籍図」や「地籍簿」を作成する事業です。

皆さんの財産である土地の保全に万全を期するため、調査にご協力をお願いします。

◆土地所有者へのお願い

- ①あらかじめ隣接する土地の所有者と土地の境界を確認しておいてください。
- ②土地の境界が雑草などで確認しにくい場所は、刈り払いを行うなど明らかにしておいてください。
- ③立会いの通知は登記名義人に送付しますので、売買などがあり、まだ登記が済んでいない場合は、なるべく早く手続きをしておいてください。

◆平成26年度地籍調査

実施予定地…外瀬一丁目・二丁目、
藤野一丁目・二丁目、
范中字岩井(一部)

◆調査面積…0.52平方キロメートル(52ha)

■問い合わせ先

農村整備課地籍調査係
(市役所新館4階) ☎ 40-7103

地籍調査の進め方	
6月中旬	◎説明会の開催※ 地元の集会所等で地籍調査の説明を行います。
7月上旬から	◎現地調査の開始 ○立会通知書(はがき)の送付 〔現地調査の対象地や立会いの日程、集合場所が記載されています。〕
7月以降	○現地調査※ 〔立会通知書に記載された日時・場所へ集合し、関係者で境界の確認をします。〕
翌年 2月中旬から 3月上旬	○現地測量の実施 現地調査後、市から受託した測量業者が調査結果をもとに現地の測量を行い、地籍図・地籍簿を作成します。 ◎作成した地籍図・地籍簿の閲覧※ ○土地所有者に地籍図と地籍簿を地元の集会所・農村整備課で確認していただきます。 (閲覧期間は、20日間を予定しています。)
新たな公団・登記簿の備付けには、閲覧から概ね一年ほどの期間がかかります。	△ ◎県の確認と法務局への送付 閲覧の結果、異議がなければ県の確認・審査を受けた後、法務局へ送付されます。 △ △ 県の確認・審査を受けた地籍図・地籍簿に基づき、これまでの公団・登記簿は訂正され、新たな公団・登記簿として法務局へ備え付けられます。
	「※」印の箇所 大事な財産に係ることですので、原則として本人の参加・立会・確認をお願いしていますが、困難な場合には代理人でも可能です。

平成27年度りんご防除機械等導入事業に関する要望調査について

市では現在、平成27年度中にスピードスプレヤー等を導入する際に、市の補助事業の活用を希望している農業者団体の要望調査を行っております。

要望のある団体は、下記までご連絡ください。

なお、要望調査の締め切りは9月30日までとさせていただきます。

※ここでいう農業者団体とは、

弘前市内に住所を有する3戸以上の農業者で構成され、かつ、組織及び運営に関する規約等がある団体(共同防除組合等)のことです。



■問い合わせ先 りんご課生産振興係

(市役所新館6階) ☎ 40-7105

「農業ひろさき」に掲載する広告を募集します

市農業委員会では、民間事業者の事業活動を推進するため、「農業ひろさき」に掲載する有料広告を募集しています。掲載できる広告は、広報紙の性格上、いくつかの条件がありますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。

◆掲載位置 最終面の下方

◆1回の掲載料 (いずれも白黒)

- | | |
|---------------------|---------|
| ・第1号 縦45mm×横84mm以内 | 8,000円 |
| ・第2号 縦90mm×横84mm以内 | 16,000円 |
| ・第3号 縦42mm×横180mm以内 | 16,000円 |

◆申込期限 掲載を希望する号の50日前

◆市ホームページ

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

■問い合わせ先

農業委員会農政係

(市役所新館4階)

☎ 40-7104

